

継続的見守り契約及び財産管理等委任契約書

令和 年 月 日

当事者の表示

委任者（甲）

本 籍 広島県〇〇市〇〇町*丁目*番
住 所 広島県〇〇市〇〇町*丁目*番**号
職 業 無職
氏 名 〇〇 〇〇（*** **）
生年月日 昭和**年*月**日

受任者（乙）

住 所 広島県〇〇市〇〇町*丁目*番**号
職 業 司法書士
氏 名 □□ □□（**** **）
生年月日 昭和**年*月**日

監督人（丙）

事 務 所 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
名 称 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
代表理事 矢 頭 範 之
Tel 03-3359-0541 Fax 03-5363-5065

第1 継続的見守り契約

〔契約の目的及び契約期間〕

第1条 甲及び乙は、甲と乙との定期的な連絡作業により、甲・乙間の意思疎通を確保し、もって、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めることができる環境を確保することを目的として、本契約（以下「見守り契約」という。）を締結する。なお、見守り契約の契約期間は、見守り契約締結の時から任意後見監督人が選任されて下記任意後見契約（以下「任意後見契約」という。）が効力を生ずるまでの間、又は、見守り契約第6条の規定により見守り契約が解除されるまでの間、若しくは見守り契約第7条第1項第1号から第5号に定める事項が生じたことにより見守り契約が終了するまでの間（以下「見守り契約期間」という。）とする。

記

任意後見契約公正証書作成年月日 令和 年 月 日
証書を作成した公証人の所属及び氏名 _____法務局所属公証人_____
証書番号 令和 年第 号

〔連絡〕

- 第2条 見守り契約期間中、甲は、乙に対し、毎月1日から5日までの間に1回、生活状況と健康状態につき、電話連絡をするものとする。なお、上記期間内に甲からの連絡がない場合は、乙は、自ら甲に対し電話連絡をするものとする。
- 2 前項の連絡日及び連絡方法は、甲の都合により適宜変更することができる。ただし、甲は、その場合、予め乙にその旨を通告しなければならない。

〔訪問〕

- 第3条 見守り契約期間中、乙は、○か月に1回甲の生活の本拠を訪問して、甲の生活状況と健康状態を把握するため、甲と面談するものとする。
- 2 前項の訪問日に該当する月は、甲は、前条の連絡を省略することができる。
- 3 具体的な訪問日は、甲と乙との協議により、その都度適宜定めるものとする。
- 4 乙は、第1項に定める訪問日以外の日であっても、乙が必要と認めた場合又は甲の要請があった場合は、随時訪問面談するものとする。

〔見守り義務〕

- 第4条 乙は、見守り契約第2条及び第3条に定める電話連絡と自らの訪問を通じて、家庭裁判所に対する任意後見監督人選任の請求をなすべきか否かを、常に考慮し、判断しなければならない。
- 2 前項のほか、乙は、甲の身上面にも十分配慮し、甲が加療を要する傷病を負ったことを知ったときは、必要があれば受診・入院等の手配をし、親族等への連絡を行うものとする。

〔報酬等〕

- 第5条 甲は、乙に対し、見守り契約第2条第1項及び第3条第1項に定める定期的な連絡及び訪問に関する報酬として、月額金〇〇〇〇円（消費税別）を支払う。なお、交通費等の実費は、乙の負担とする。
- 2 第1項の報酬の支払方法は、見守り契約時に1年分を一括して支払い、以後1年経過毎に翌年1年分を一括して支払うものとする。但し、見守り契約が期間の途中で終了した場合は、乙がすでに受領済みの報酬は、終了月以降の分を月割精算し、甲、甲の相続人、又は甲の法定代理人等に返却するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、見守り契約第3条第4項に定める不定期の訪問に関する報酬として1回の訪問につき金〇〇円（消費税別）を、前条第2項に定める事務遂行等に関する報酬として、出張を伴う場合は1件につき金〇〇円以内（消費税別）を、出張不要の場合は1件につき金〇〇円以内（消費税別）を、それぞれ当該事務終了後に支払うものとする。なお、交通費等の実費は、乙の負担とする。

〔契約の解除〕

第6条 甲は、いつでも書面により見守り契約を解除することができる。

2 乙は、見守り契約の趣旨に照らし正当な理由がある場合に限り、見守り契約を解除することができる。

〔契約の終了〕

第7条 見守り契約は、次の事由により終了する。

- (1) 第2の財産管理等委任契約が発効したとき
- (2) 甲又は乙が死亡したとき
- (3) 甲又は乙が破産手続き開始の決定を受けたとき
- (4) 甲又は乙が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき
- (5) 任意後見契約が解除されたとき
- (6) 任意後見契約にかかる任意後見監督人選任の審判が確定したとき

〔報告に対する承認〕

第8条 甲は、乙が、見守り契約に関する事項につき、乙が所属する法人である丙に対して報告することを承認する。

第2 財産管理等委任契約

〔契約の趣旨及び発効〕

第1条 甲は、第1「継続的見守り契約」第1条に記載された任意後見契約（以下「任意後見契約」という。）が効力を生ずるまでの間、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する別紙委任事務目録記載の事務（以下「委任事務」という。）を乙に委任するとともに、乙の行う委任事務を監督すること（以下「監督事務」という。）を丙に委任し、乙及び丙はこれを受任する（以下「財産管理等委任契約」という。）。

ただし、財産管理等委任契約は、甲が傷病等により身体の不自由な状況となり、判断能力に衰えはないにもかかわらず、自己の財産を管理することが不十分な状況となった場合に、甲、乙及び丙が書面により契約発効の合意をしたとき、その効力が発生するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、財産管理等委任契約は、甲の急迫な疾病その他やむを得ない事情により甲がその意思を表示できない場合においては、契約を発効させることにつき乙が丙の書面による同意を得たとき、その効力が発生するものとする。

〔管理対象財産〕

第2条 乙が財産管理等委任契約により管理する財産（以下、「管理対象財産」という。）は、甲に帰属する甲から管理を依頼された財産とする。なお、現時点における管理対象財産は、別紙管理対象財産目録記載のとおりである。

- 2 財産管理等委任契約締結後に管理対象財産を変更する場合は、甲と乙の合意によるものとする。

〔代理権の付与〕

第3条 甲は、乙に対し、委任事務遂行のための代理権を付与する。

- 2 財産管理等委任契約締結後に委任事務の範囲を変更し、代理権を追加する場合は、甲、乙及び丙の合意によるものとする。

〔証書等の引渡し等〕

第4条 甲は、乙に対し、委任事務遂行のために必要と認める証書等を引き渡し、乙は、引渡しを受けた証書等について財産引渡確認書を作成し、甲及び丙に対しこれを交付する。

- 2 乙は、前項の証書等の引渡しを受けたときは、これらを保管するとともに、委任事務遂行のために使用することができる。

〔注意義務等〕

第5条 乙は、財産管理等委任契約の趣旨及び甲の意思を尊重し、甲の身上に配慮するとともに、善良な管理者の注意義務をもって委任事務の遂行にあたらなければならない。

- 2 乙は、○か月に1回、甲の生活の本拠を訪問して甲と面談する。
- 3 乙は、自らの訪問等を通じて、家庭裁判所に対する任意後見監督人選任の請求をなすべきか否かを常に考慮し、甲の判断能力が不十分な状況になったときは、甲の同意を得て速やかに任意後見監督人選任の申立てを行うものとする。
- 4 乙は、委任事務を遂行するにあたって、甲の作成にかかる別紙ライフプランの内容を尊重しなければならない。
- 5 乙及び丙は、委任事務及び監督事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

〔書類の作成及び保存〕

第6条 乙は、委任事務を遂行するに際し、次の書類を作成するものとする。

- (1) 管理対象財産目録（契約時、契約発効時、以後1年毎及び終了時）
- (2) 会計帳簿
- (3) 事務遂行日誌

- 2 乙は、前項の作成書類を財産管理等委任契約終了後10年間保存しなければならない。

〔報告義務等〕

第7条 乙は、甲に対し、面談又はその他適切な方法で委任事務の遂行について、報告をしなければならない。

- 2 乙は、丙に対し、3か月に一度、委任事務に関する会計帳簿及び事務遂行日誌並びに領収書等の写しを提出して、乙が行った委任事務に関する次の内

容を報告しなければならない。

- (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況
- (2) 甲の身上監護につき行った措置
- (3) 費用の支出及び使用状況
- (4) 報酬の收受

3 乙は、甲及び丙に対し、財産管理等委任契約発効後1年毎に作成する前条第1項第1号の管理対象財産目録を作成後すみやかに提出しなければならない。

4 財産管理等委任契約第11条の規定により財産管理等委任契約が解除された場合又は同第12条の規定により、財産管理等委任契約が終了した場合、乙は、甲、甲の相続人、又は甲の法定代理人等及び丙に対し、遅滞なく清算事務に関する報告をしなければならない。

5 甲は、丙が、乙から提供された甲に関する情報を、乙の事務遂行に関する指導監督を行うために必要な範囲で利用することに同意する。また、丙は、乙から提供された甲に関する情報を、乙の事務遂行に関する指導監督を行う目的以外には利用しない。

〔監督人の職務〕

第8条 丙の職務は次のとおりとする。

- (1) 乙の行う委任事務を監督すること。
- (2) 甲に対し1年に1回、乙の丙に対する報告書提出状況を報告すること。
- (3) 急迫の事情がある場合に、乙の代理権の範囲内において、必要な行為をすること。
- (4) 乙と甲との利益が相反する行為について、甲を代理すること。
- (5) 乙の委任事務の遂行が適切でないと判断するときは、これを指導すること。
- (6) 前号の場合において、乙の委任事務に改善がみられないとき、又は乙が委任事務を行い得ないと判断するときは、速やかに甲に報告し、必要な措置をとること。
- (7) 1年に1回、甲の生活本拠を訪問し、甲との面談及び乙の事務履行状況を甲に確認すること。
- (8) 乙から提出を受けた管理対象財産目録記載の財産にかかる通帳・証書類の現物を、1年に1回確認すること。

〔費用の負担〕

第9条 委任事務及び監督事務の遂行に関する費用は、甲の負担とする。

- 2 乙又は丙は、前項の費用につき、その支出に先立って支払いを受けることができる。

〔受任者等の報酬〕

第10条 乙及び丙が委任事務及び監督事務の遂行について受ける報酬は、次の各号記載のとおりとし、乙及び丙は、乙の管理する甲の財産から、当該各号記載

のときに、その支払いを受けることができる。

(1) 別紙委任事務目録1記載の日常事務に対する乙の報酬(定額報酬)として月額 金〇〇〇〇〇円(消費税別) 当該委任事務遂行の翌月1日限り

(2) 別紙委任事務目録2記載の身上監護事務のうち、次の(あ)又は(い)記載の事務に対する乙の報酬として次に定めるもの 当該事務の終了時

(あ) 介護・福祉サービス利用における基本契約の締結

金〇〇円以内(消費税別)

(い) 入院から退院までの事務(面会等含む)

金〇〇円以内(消費税別)

(3) 監督事務に対する丙の報酬(定額報酬) 財産管理等委任契約第7条第2項の乙からの報告に対する監督毎に

2 丙は、財産管理等委任契約第8条第3号又は同条第4号の規定により代理行為を行った場合、乙の報酬の範囲内において、その管理する甲の財産より報酬を受領することができる。

3 報酬額の変更の必要がある場合は、第1項を基準として、甲、乙及び丙の協議により決定するものとする。

[契約の解除]

第11条 甲は、いつでも書面により財産管理等委任を解除することができる。

2 乙及び丙は、財産管理等委任契約の趣旨に照らし正当な理由がある場合に限り、財産管理等委任契約を解除することができる。

[契約の終了]

第12条 財産管理等委任契約は、次の事由により終了する。

(1) 甲又は乙が死亡したとき。

(2) 甲又は乙が破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) 甲又は乙が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。

(4) 「第1 継続的見守り契約」、又は任意後見契約が解除されたとき。

(5) 任意後見契約にかかる任意後見監督人選任の審判が確定したとき。

[契約終了時の措置]

第13条 乙は、財産管理等委任契約が終了した場合は、委任事務を甲、甲の相続人、又は甲の法定代理人等に速やかに引き継ぐものとする。残余財産及び預り証書等の引渡しについても、同様とする。

2 前項の事務遂行に要する費用は、甲の財産から支弁する。

3 財産管理等委任契約が甲の死亡により終了した場合に限り、第1項の事務遂行に対する報酬は、金〇〇円(消費税別)とし、甲の財産から支弁する。ただし、乙が甲の遺言執行者に就任する場合は遺言執行報酬に含まれるものとし、無償とする。

[遺言執行事務]

第14条 乙が甲の遺言執行者である場合は、遺言書及び別紙「ライフプラン」の趣

旨に従い、誠実に当該遺言を執行するものとする。

〔規定外事項〕

第15条 財産管理等委任契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲、乙及び丙が協議の上これを定める。ただし、甲が協議できない場合は、民法その他の法令に従い、乙が丙の同意を得てこれを行う。

委任事務目録

1. 日常事務

- ① 管理対象財産の保全、管理
- ② 管理対象財産に含まれる預貯金に関する払戻し、預け入れその他の諸手続
- ③ 貸金庫取引
- ④ 定期的な収入（家賃・地代、年金・障害手当金その他の社会保障給付等）の受領及びこれらに関する諸手続
- ⑤ 定期的な支出を要する費用（家賃・地代、公共料金、保険料、ローンの返済金、税金等）の支払及びこれに関する諸手続
- ⑥ 生活費の送金
- ⑦ 日用品の購入その他日常生活に関する取引
- ⑧ 第4条第1項により引渡しを受けた証書等の保管
- ⑨ 郵便物の管理
- ⑩ 前各号に付帯する一切の事務

2. 身上監護事務

- ① 介護・福祉サービス利用契約の締結、変更及び解除
- ② 入院から退院までの事務（面会等含む）
- ③ 入院を伴わない医療契約の締結

管理対象財産目録

1. 不動産

| | 所 在 | 地番・家屋番号 | 地目・種類 | 面積 (㎡) | 備考(利用状況等) |
|---|-----|---------|-------|--------|-----------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |

2. 預貯金・株式・生命保険等

| | 金融機関・支店名 | 種 別 | 記号・口座番号等 | 備 考 |
|---|----------|-----|----------|-----|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |

ライフプラン

1. 介護について

- ① 介護の希望（在宅か施設か）
- ② 施設に関する希望
- ③ 施設の場合、自宅をどうするか

2. 医療について

- ① 治療方法について
- ② 手術の場合の同意者について
- ③ 病院の選び方
- ④ 入院の場合の連絡先について
- ⑤ 延命治療に関して

3. 葬儀・埋葬について

- ① 葬儀の希望
- ② 埋葬の希望
- ③ 死亡の場合の連絡先について

4. 死後事務委任契約について

- 締結する。
- 締結しない。

5. その他

任意後見契約書

当事者の表示

委任者（甲）

本籍 広島県〇〇市〇〇町*丁目*番
住所 広島県〇〇市〇〇町*丁目*番**号
職業 無職
氏名 〇〇 〇〇（*** **）
生年月日 昭和**年*月**日

受任者（乙）

住所 広島県〇〇市〇〇町*丁目*番**号
職業 司法書士
氏名 □□ □□（**** **）
生年月日 昭和**年*月**日

〔契約の趣旨・契約の発効〕

- 第1条 委任者〇〇〇〇（以下「甲」という。）は、受任者□□□□（以下「乙」という。）に対し、令和 年 月 日、任意後見契約に関する法律（以下「任意後見契約法」という。）に基づき同法第4条第1項所定の要件に該当する状況（甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況）になったときの甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「後見事務」という。）を委託し、乙はこれを受任する。
- 2 前項の契約（以下「本契約」という。）は、任意後見監督人が選任されたときからその効力を生ずる。
- 3 本契約締結後の甲乙間の法律関係については、任意後見契約法及び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

〔後見事務の範囲・管理対象財産〕

- 第2条 甲は、乙に対し、別紙「代理権目録」記載の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。ただし、別紙「同意を要する特約目録」記載の行為を行う際は、個別に任意後見監督人の書面による同意を要する。
- 2 乙が本件後見事務により管理する財産は、甲の所有する全財産とする。なお、本契約締結時に甲に帰属する財産は、別紙「財産目録」記載のとおりである。

〔任意後見監督人の選任〕

- 第3条 本契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になり、乙が本契約による後見事務を行うことを相当と認めるときは、乙は、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任の審判を申し立てる。

〔本人の意思の尊重・身上配慮の責務〕

第4条 乙は、本件後見事務を遂行するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、1か月に1回程度を基準にして甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けるなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

〔ライフプラン〕

第5条 乙は、本契約第2条の代理権目録に定めた後見事務を遂行するに当たって、甲の作成にかかる別紙「ライフプラン」を本人の意思として尊重し、これに沿った内容の介護、福祉、医療その他のサービスが実現するように努めるものとする。ただし、このライフプランによって代理権目録に記載した乙の代理権に制限を加えるものではなく、また、乙がこのライフプランの内容に沿って本件後見事務を行うことが甲の福祉に適当でないと判断したときは、任意後見監督人との協議によりライフプランの趣旨を斟酌し、より適切な本件後見事務を行うものとする。

〔証書等の保管等〕

第6条 乙は、甲から本件後見事務遂行のために別紙代理権目録「1. 継続的管理事務」の⑩に記載の証書等の引き渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。

- 2 乙は、前項の証書等の引渡しを受けたときは、これを保管するとともに、本件後見事務遂行のために使用することができる。
- 3 乙は、本契約の効力発生後、甲以外の者が第1項記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの証書等の引き渡しを受けて、自らこれを保管することができる。
- 4 乙は、本件後見事務を遂行するために必要な範囲で甲宛の郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

〔書類の作成〕

第7条 乙は、本件後見事務を遂行するに当たり、次の書類を作成保管するものとする。

- (1) 本契約時における本契約書及び財産目録
- (2) 任意後見監督人選任時における財産目録及び証書等の保管等目録
- (3) 本件後見事務に関する会計帳簿
- (4) 本件後見事務に関する事務遂行日誌
- (5) 本件後見事務終了時における事務引継関係書類及び財産目録

2 乙は、前項の作成書類を本契約終了後10年間保存しなければならない。

〔費用の負担〕

第8条 乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

〔報酬〕

第9条 甲は、乙に対し、任意後見監督人を選任して後見事務を開始するための報酬として、別紙報酬規定1により支払うものとし、乙は、本契約の効力発生後、その管理する甲の財産からその支払いを受けることができる。

2 甲は、乙に対し、本契約の効力発生後の後見事務中、別紙代理権目録「1. 継続的管理事務」の報酬として、月額金〇〇円（消費税別）を翌月1日に支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払いを受けることができる。

3 甲は、乙に対し、本契約の効力発生後の後見事務中、別紙代理権目録「2. その他事務」の報酬として、別紙報酬規定2及び4により、当該事務終了時に支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払いを受けることができる。

4 第2項及び第3項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議のうえ、これを変更することができる。

(1) 甲の生活状況又は健康状態の変化

(2) 経済情勢の変動

(3) その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生

5 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、任意後見監督人の書面による同意を得て、これを変更することができる。

6 第4項の変更契約は、公正証書によってしなければならない。

〔報告等〕

第10条 乙は、任意後見監督人に対し、3か月毎に、本件後見事務に関する次の事項について報告する。

(1) 乙の管理する甲の財産の管理状況

(2) 甲の身上監護につき行った措置

(3) 費用の支出及び支出した時期・理由・相手方

(4) 報酬の收受

2 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。

3 甲は、乙が第1項の報告事項につき下記法人に対して6か月毎に、報告し、その指導を受けることを承認する。ただし、乙が下記法人に提供した情報は、乙の事務遂行に関する指導監督以外には利用しない。

記

主たる事務所 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
名 称 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〔契約の解除〕

第11条 任意後見監督人が選任される前においては、甲は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができる。

2 任意後見監督人が選任される前においては、乙は、正当な事由がある場合に限り、公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができる。

3 任意後見監督人が選任された後は、甲又は乙は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除することができる。

〔契約の終了〕

第12条 本契約は、次の場合に終了する。

① 甲又は乙が死亡又は破産手続開始決定を受けたとき。

② 甲又は乙が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。

〔終了時の財産の引継〕

第13条 乙は、本契約が終了した場合は、本件後見事務を甲、甲の相続人、又は甲の法定代理人等に速やかに引き継ぐものとする。残余財産、帳簿類及び証書類等の引き渡しについても同様とする。

2 前項の事務遂行に要する費用は、甲の財産から支弁する。

3 甲の死亡により終了した場合に限り、第1項の事務遂行に対する報酬は、別紙報酬規定3により、甲の財産から支弁する。ただし、乙が甲の遺言執行者に就任する場合は遺言執行報酬に含まれるものとし、無償とする。

〔遺言執行事務〕

第14条 乙が甲の遺言執行者である場合は、遺言書及び別紙「ライフプラン」の趣旨に従い、誠実に当該遺言を執行するものとする。

〔後見登記〕

第15条 乙は、本契約に関する登記事項につき、変更が生じたことを知ったときは、嘱託により登記がなされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。

2 乙は、本契約が終了したときは、嘱託により登記がなされる場合を除き、終了の登記を申請しなければならない。

〔守秘義務〕

第16条 乙は、本件後見事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第

三者に漏らしてはならない。ただし、第10条第3項に関する報告についてはこの限りではない。

〔後見等開始審判の申立て〕

第17条 本契約締結後、甲の利益のため特に必要があると認めるときは、乙は、家庭裁判所に対し、後見等開始の審判の申立てをすることができる。

2 乙が前項の申立てをしたときは、甲は乙に対し、報酬として金〇〇万円（消費税別）を支払うものとする。

代理権目録

1. 継続的管理事務

- ① 甲に帰属する全財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金を除く。）並びにその果実の管理・保存
- ② 甲に帰属する全預貯金および本契約締結後に甲に帰属する預貯金に関する取引（預貯金の管理・振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等）
- ③ 預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引（預貯金の管理・振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等）並びに貸金庫取引
- ④ 甲名義の投資信託の管理・解約・売却及び有価証券の管理・売却
- ⑤ 定期的な収入（家賃・地代・年金・障害手当金その他の社会保障給付等）の受領およびこれに関する諸手続き
- ⑥ 定期的な支出を要する費用（家賃・地代・公共料金・保険料・ローンの返済金・税金等）の支払い及びこれに関する諸手続き
- ⑦ 保険金の受領
- ⑧ 生活費の送金
- ⑨ 日用品の購入その他日常生活に関する取引
- ⑩ 証書等（登記済権利証・実印・銀行印・印鑑登録カード）その他これらに準ずるものの保管及び事務遂行に必要な範囲内の使用

2. その他事務（上記継続的管理事務以外の事務）

- ① 「1. 継続的管理事務」記載事項以外の甲の生活、療養看護及び財産管理（財産処分を含む）に関する一切の法律行為に関する代理事務
- ② 行政官庁に対する諸手続き（市区町村・日本年金機構に対する諸手続き・登記の申請・供託の申請・税金の申告等）に関する一切の代理事務
- ③ 相続の承認・放棄、贈与・遺贈の受諾・拒絶、遺産分割又は単独相続に関する諸手続及び遺留分侵害額請求に関する一切の代理事務
- ④ 「1. 継続的管理事務」及び「2. その他事務」記載の各事項に関する下記の行為
 - i 行政機関等に対する不服申立及びその手続きの追行
 - ii 簡裁訴訟代理等関係業務の追行
 - iii 司法書士に対して簡裁訴訟代理等関係業務について授權をすること。
 - iv 弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項について授權をすること

3. その他前各号に付帯する一切の事務、前各号に関する復代理人の選任及び前各号に関する事務代行者の指定

以上

同意を要する特約目録

1. 居住用不動産の処分
2. 不動産その他重要な財産の処分
3. 有料老人施設等への入退所契約など福祉関係施設入退所契約
4. 弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項の授権を含む訴訟行為の委任
5. 復代理人の選任

以 上

財 産 目 録
(任 意 後 見 契 約 時)

1. 不動産

| | 所 在 | 地番・家屋番 号 | 地目・種 類 | 面積 (㎡) | 備考 (利用状況 等) |
|---|-----|-------------|-----------|--------|----------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |

2. 預貯金・株式・生命保険等

| | 金融機関・支店名 | 種 別 | 記号・口座番号等 | 備 考 |
|---|----------|-----|----------|-----|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |

以上

ライフプラン

1. 介護について

- ① 介護の希望（在宅か施設か）
- ② 施設に関する希望
- ③ 施設の場合、自宅をどうするか

2. 医療について

- ① 治療方法について
- ② 手術の場合の同意者について
- ③ 病院の選び方
- ④ 入院の場合の連絡先について
- ⑤ 延命治療に関して

3. 葬儀・埋葬について

- ① 葬儀の希望
- ② 埋葬の希望
- ③ 死亡の場合の連絡先について

4. 死後事務委任契約について

- 締結する。
- 締結しない。

5. その他

以上

報 酬 規 定

甲の任意後見事務に関し、乙が受領する報酬を次のように定める。但し、下記の金額には消費税は含まない。

- 1 任意後見監督人選任申立時報酬
申立書作成並びに申立手続き報酬 金〇〇万円
財産目録作成報酬 金〇万円
- 2 各種手続報酬（乙が行なう継続的管理事務以外の事務に関する報酬）
 - ① 賃貸不動産に関する定期的な管理事務（他者に管理委託をする場合を除く）
1ヶ月の収入の合計額 ×〇%以内
 - ② 不動産に関する契約の締結（売買、増改築等）
契約価額 1000万円まで 金〇〇万円以内
1000万円を超える ×〇%以内
 - ③ 不動産に関する継続的契約の締結（賃貸借、管理等）
契約賃料、管理費等の〇ヶ月分
 - ④ 金銭消費貸借または担保権設定契約の締結
債権額（借入額）1000万円まで 金〇〇万円以内
1000万円を超える ×〇%以内
 - ⑤ 施設入所事務 契約内容に応じ、上記2-②または③に準じて算出する。
 - ⑥ 入院から退院までの事務（面会等含む） 金〇〇万円以内
 - ⑦ 介護・福祉サービス利用における基本契約の締結 金〇〇万円以内
 - ⑧ 文案を要する官庁提出書類の作成及び提出手続き 金〇万円以内
 - ⑨ 遺産分割に関する事務
相続財産額が1000万円以下の場合、金〇〇円
相続財産額が1000万円を超える場合、相続財産額の〇%
 - ⑩ 日当 1時間につき 金〇千円
但し、①ないし⑨と重複して受領はできない。また、1日あたり〇万円を限度とする。
- 3 甲の死亡による任意後見契約終了に伴う事務報酬 金〇〇万円以内
- 4 その他事務報酬（上記以外の事務に関する報酬）
その事務を行うのに要した時間に応じて、当報酬規定「2-⑩日当」を適用するものとする。

以上

死後事務委任契約書

平成 年 月 日

当事者の表示

委任者（甲）

本 籍

住 所

職 業

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

受任者（乙）

住 所

職 業 司法書士

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

（契約の趣旨及び発効）

第1条 甲は、乙に対し、甲と乙との間で本契約と同時に締結する「継続的見守り契約及び財産管理等委任契約」及び「任意後見契約」に付随する契約として、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任する。

但し、本契約は、「財産管理等委任契約」又は「任意後見契約」が発効し、乙が甲の財産管理に着手したときに、その効力が発生するものとする。

（委任事務の範囲）

第2条 甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下、「本件死後事務」という。）を委任する。

- ① 菩提寺・親族等関係者への連絡事務
- ② 葬儀、納骨、埋葬、永代供養に関する事務
- ③ 医療費、老人ホーム等の施設利用料その他一切の債務弁済事務
- ④ 家財道具や生活用品の処分に関する事務
- ⑤ 行政官庁・年金事務所等への諸届け事務
- ⑥ 別途締結した「継続的見守り契約及び財産管理等委任契約」における委任事務や別途契約した「任意後見契約」における後見事務の未処理事務
- ⑦ 以上の各事務に関する費用の支払

2 甲は、乙に対し、前項の事務処理をするにあたり、乙が復代理人を選任することを承諾する。

(葬儀)

第3条 前条第1項の葬儀は、甲に応分の会場で行う。

2 甲の葬儀での読経は、次の寺に依頼する。

〇〇寺

所在

電話

3 前2項に要する費用は、金〇〇〇〇円を上限とする。

(納骨・埋葬・永代供養)

第4条 第2条第1項の納骨及び埋葬は、次の場所にて行う。

〇〇寺

所在

電話

2 第2条第1項の永代供養は、前項の場所にて行う。ただし、永代供養に関する事務は前項の寺に依頼することをもって終了する。

3 前2項に要する費用は、金〇〇〇〇円を上限とする。

(連絡)

第5条 甲が死亡した場合、乙は、速やかに下記の親族等関係者に連絡するものとする。

| | |
|------|----|
| ① 氏名 | 関係 |
| 住所 | 電話 |
| ② 氏名 | 関係 |
| 住所 | 電話 |
| ③ 氏名 | 関係 |
| 住所 | 電話 |

(費用の負担)

第6条 乙が本件死後事務を遂行するために必要な費用は、甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用につき、その管理する甲の財産から支出し、又はその支出に先立って、甲の遺言執行者若しくは相続人より、甲の遺産の中から支払いを受けることができる。

(報酬)

第7条 甲は、乙に対し、本件死後事務の報酬として、金〇〇万円（消費税別）を支払うものとし、本件死後事務終了後、乙は、その管理する甲の財産から、又は甲の遺言執行者若しくは相続人より甲の遺産の中から、支払いを受けることができる。

(契約の変更)

第8条 甲又は乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求めることができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生した場合は、本契約を解除することができる。

- ① 乙が甲の財産を故意又は過失により毀損し、その他乙の行為が甲に対して不法行為を構成し、そのために乙との信頼関係が失われたとき
 - ② 乙が本件死後事務を遂行することが困難となったとき
- 2 乙は、経済情勢の変化、その他相当の理由により本契約の達成が不可能若しくは著しく困難となったときでなければ、本契約を解除することはできない。

(委任者の死亡による本契約の効力)

第10条 甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委任者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

- 2 甲の相続人は、前項の場合において、前条第1項記載の事由がある場合を除き、本契約を解除することはできない。

(契約の終了)

第11条 本契約は、次の場合に終了する。

- ① 乙が死亡し、破産手続き開始の決定を受け、又は後見、保佐若しくは補助開始の審判を受けたとき。
- ② 甲が破産手続き開始の決定を受け、又は後見、保佐若しくは補助開始の審判を受けたとき。但し、乙が後見人等に就任した場合を除く。
- ③ 甲と乙が別途締結した「継続的見守り契約及び財産管理等委任契約」又は「任意後見契約」が解除されたとき。

(管理財産の返還、清算)

第12条 本件死後事務が終了した場合、乙は、その管理する甲の財産から費用及び報酬を控除し、残余財産については、これを遺言執行者、相続人又は相続財産管理人に返還しなければならない。

(報告義務)

第13条 乙は、遺言執行者、相続人又は相続財産管理人に対し、本件死後事務終了後1か月以内に、本件死後事務に関する次の事項について書面で報告する。

- ① 本件死後事務につき行った措置
 - ② 費用の支出及び使用状況
 - ③ 報酬の收受
- 2 甲は、乙が前項の事項につき下記法人に対して書面で報告し、その指導を

受けることを承認する。

記

主たる事務所 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
名 称 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

(守秘義務)

第14条 乙は、本件死後事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙協議のうえこれを定める。